

お知らせ

町や道など
からのお知
らせです。

生活就労にお困りでは ありませんか

北海道では「住まい」「仕事」「生活費」などの困難を抱えている方に総合的な支援を行います。

・住居確保給付金

再就職のための住居の確保が必要な方、収入が減り家賃が支払えない方の支援を行います。

・就労支援

早期就労が見込まれる方に対して、自治体とハローワークによる一体的な支援を行います。

・家計改善支援

家計管理、滞納解消や各種給付金制度の利用、債務整理に関する支援などを行います。

問合せ

生活就労サポートセンター
いぶり

☎0120-09-0783
(相談者専用フリーダイヤル)

国税に関する申告・面 談相談は「事前予約」 が必要です

税務署では、納税者の皆様にお待ちいただくことなくスムーズに申告・面談相談できるように、原則として「事前予約制」を実施します。

申告・面談相談を希望される方は所管の税務署に電話で相談日時を予約してください。

予約状況により、希望の相談日時に添えない場合がありますので、ご了承ください。

問合せ

苫小牧税務署

☎0144-3165

人権擁護委員のご紹介

10月1日付で法務大臣より人権擁護委員として須貝英子さんが委嘱されましたのでお知らせします(再任)。



全国一斉「女性の 人権ホットライン」強化週 間のお知らせ

法務局では、女性の人権についての専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置しています。夫やパートナーからの暴力やセクハラなど女性の人権に関する悩みをご相談ください。

また、11月12日(金)から18日(木)まで「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」です。期間中は、平日の受付時間を延長し、土日にも相談に応じます。

女性の 人権ホットライン

☎0570-070-810

(全国共通ナビダイヤル)

通常受付(年末年始を除く)

8時30分～17時15分(平日)

強化週間中受付

11月12日(金)、

15日(月)～18日(木)

8時30分～19時

11月13日(土)・14日(日)

10時～17時

問合せ

札幌法務局人権擁護部

☎011-709-2311

(代表)

家屋を取り壊したとき は手続きを

町内にある住宅や倉庫などを取り壊したときは、年内に手続きを済ませましょう(未登記家屋は年内に現地確認を行います)。

固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税されるため、今年中に家屋を取り壊した場合、翌年度からは課税されなくなります。

①登記済の家屋を取り壊した場合：法務局で建物滅失登記の申請をしてください。

②未登記の家屋を取り壊した場合：税務住民課に家屋滅失届を提出してください。

問合せ

税務住民課税務グループ

☎2513

札幌法務局苫小牧支局

☎0144-347403

住宅リフォームに関する 減税制度について

住宅のリフォームは一定の要件を満たしていれば、所得税の控除や固定資産税の軽減を受けることができます。

広告欄

あなたの
悩みに

すべての相談の相談料が
無料です。

☎0144-35-8373
平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
土曜 10:00～13:00

相談予約
ダイヤル

コタエを
出します

札幌弁護士会 苫小牧法律相談センター

※要件はリフォームの種類によって異なりますので、施工業者にお尋ねください。
リフォーム減税の種類
・耐震リフォーム
・バリアフリーリフォーム
・省エネリフォーム など

税務住民課税務グループ
☎2513

苫小牧税務署
☎0144-3165